

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

平成二十一年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

二 測量の地域 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、

香芝市、葛城市並びに生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町並びに

磯城郡川西町、三宅町及び田原本町並びに北葛城郡上牧町、王寺町、広

陵町及び河合町の区域

三 測量の終了年月日 平成二十一年三月十九日